

国土交通省 大阪航空局
局長 川勝 弘彦 殿

日本エアコミューター株式会社
代表取締役社長 加藤 洋樹

運航乗務員のアルコール検査時の基準値超過事案について（報告）

平成 30 年 11 月 28 日、JC3741 便（鹿児島空港出発、屋久島空港行）に乗務予定だった機長から検出されたアルコール値が、基準値（0.1 mg/L）を超過したことから運航乗務員の交代が必要となりましたが、交代の運航乗務員の手配に時間を要したため、当該便の出発が 1 時間遅延する事案が発生いたしました。

飲酒に係わる不適切な事案を平成 29 年 10 月、本年 7 月にも発生させており、再発防止策を講じていたにもかかわらず、再び飲酒に係わる事案を発生させたことを深く反省し、平成 30 年 11 月 29 日付貴文書「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」（阪空安第 17 号）を厳粛に受け止め、二度と発生させることのないよう、別紙 第二報のとおり管理の強化、徹底および再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

以上

別紙あり

報告書別紙

運航乗務員のアルコール検査時の基準値超過事案について

1. 発生日：2018年11月28日（水）
2. 便名：JC3741便
鹿兒島空港 出発 09:50（定刻 08:50）、屋久島空港 到着 10:28（定刻 09:25）
3. 型式及び登録記号：DHC-8-400 型機 JA851C
4. 搭乗者数：20名（乗客：16名、乗員：4名）
5. 当該運航乗務員
年齢/性別：40歳/男性
入社：[REDACTED]
DHC-8-400 限定取得：[REDACTED]
副操縦士発令：[REDACTED]
機長発令：[REDACTED]
総飛行時間：[REDACTED]（内 機長飛行時間 [REDACTED]）
6. 事象概要
JC3741 便に機長として乗務予定の当該運航乗務員が出頭時、乗務前のアルコール検査を実施したところ、基準値(0.1mg/L)を超過した事案が発生した。またこれに伴い、乗員の交代が必要になったが、交代の乗員の手配に時間を要したため、当該便の出発が1時間遅延した。
7. 当該運航乗務員のアルコール検査に係る経緯
11月28日朝、本社1階のクルーサポート部運用グループのカウンター前にて、クルーサポート部員の立ち会いの下、当該便の副操縦士と相互確認の上、吹き込み式アルコール検知器（[REDACTED]）を使用しアルコール検査を行った結果、基準値超過が判明した。計5回の検査状況は次のとおり。

(1回目)	検査実施時刻	07:45	検査結果	0.20mg/L
(2回目)	"	07:50	"	0.20mg/L
(3回目)	"	07:52	"	0.00mg/L
(4回目)	"	08:05	"	0.18mg/L
(5回目)	"	08:07	"	0.15mg/L

1～4回目は同じ検知器を使用、5回目は3回目の結果に対し疑義を持ったため異なる検知器を使用。また、1回目の検査後に副操縦士の検査を実施し、検査結果は0.00mg/Lであった。

8. 当該運航乗務員の当日までの行動

- ・11月25日(日) 公休日
18:00~19:00 食事時にビール(350ml) 2本を飲酒、食事内容の記憶なし
21:00 就寝
- ・11月26日(月) 乗務 08:51~17:37 (出頭時のアルコール検査結果: 0.00mg/L)
18:30~19:00 食事時にビール(350ml) 2本を飲酒、食事内容の記憶なし
21:00 就寝
- ・11月27日(火) 乗務 08:52~10:17 (出頭時のアルコール検査結果: 0.00mg/L)
11:00頃 帰宅
16:00頃 クールサポート部担当者から、翌28日(当初公休日)の乗務のための勤務変更を依頼し、承諾
18:30~19:00 家族と共に夕食を摂り、この際にビール(350ml) 2本を飲酒
21:00 就寝
- ・11月28日(水) 07:00 起床
07:30~07:45 [] 出勤
07:45 出頭しアルコール検査を実施
08:16 アルコール基準値超過が判明したために乗務を停止
11:24 [] 病院にてアルコール血中濃度検査のため血液を採取
(12月5日(水)に検査の結果が判明した。結果については10-B-(5)項に記載)
- ・11月29日(木) 12:30 [] 病院にて肝機能検査実施(結果、異常なし)

上記行動によれば飲酒終了から乗務開始予定時間までには13時間50分あり、Operations Manual (以下、OMと記す) 5-7-5.1 項の定めである制限時間である12時間以内の飲酒はしていないが、OM(5-7-5.1)に定める、「12時間以前であっても乗務に支障を及ぼす飲酒をしてはならない」には抵触する。

9. 運航への影響

当該便を含め、以下全4便に出発遅延が発生した。(合計影響旅客数 100名)

- JC3741便(鹿児島→屋久島) 定刻08:50-09:25、実運航09:50-10:28 (1時間出発遅れ)
影響旅客数 16名
- JC3740便(屋久島→鹿児島) 定刻09:50-10:25、実運航10:53-11:26 (1時間3分出発遅れ)
影響旅客数 22名
- JC3823便(鹿児島→与論) 定刻11:05-12:25、実運航11:54-13:15 (49分出発遅れ)
影響旅客数 34名
- JC3824便(与論→鹿児島) 定刻12:55-14:05、実運航13:46-14:50 (51分出発遅れ)
影響旅客数 28名

なお、搭乗旅客には空港でのアナウンスやJAC/JALホームページで、「運航乗務員のアルコール検査において基準値を超過したために運航乗務員の交代が必要となり遅延した」旨の事実を説明した。

10. 現時点で確認された事項

A. ヒアリングにより確認された事項

本事案発覚後ただちに、当該運航乗務員に対する直接のヒアリングを下記のように合計5回実施した。

[Redacted]

<当該運航乗務員に対するヒアリング日時>

- ・1回目：11月28日(水) 9:00～9:10
- ・2回目：11月28日(水) 9:30～9:40
- ・3回目：11月28日(水) 12:10～12:20
- ・4回目：11月28日(水) 13:10～13:30 [Redacted]
- ・5回目：11月29日(木) 13:00～13:10

[Redacted]

(1) 本人の証言

- a) 当該運航乗務員は乗務13時間50分前までに缶ビール(350ml)2本のみを飲酒し、その後の飲酒事実はなく、睡眠時間は10時間であった。
- b) 前夜の夕食の内容は、ほうれん草と人参のナムル、大根の煮物、鶏肉の炒め物のみ(白米類、汁物なし)で、当日の朝食は摂っておらず、ペットボトルのコーヒーを摂取した。11月25日(日)、26日(月)の食事内容は記憶していない。

[Redacted]

[Redacted]

(3) アルコール検査の立会者の証言

本人の右横での立ち会い時に、アルコールとは断言できないが、当該運航乗務員から口臭(ニンニクのような臭い)がかすかにした。

(4) 当該運航乗務員と同時に出頭した副操縦士の証言

スタンバイルームで会い、一緒に出頭したが、当該運航乗務員の雰囲気はいつも通りで特段気になることはなかった。また、アルコール臭は感じなかった。

(5) 乗務停止決定後に聞き取りを実施したクルーサポート部管理職の証言

当該運航乗務員との聞き取りの中で、本人に3回息を吹きかけさせて顔の近くでアルコール臭を確認したが、アルコール臭はしなかった。

(6) 血液検査の採血のために病院に同行した運航企画部管理職の証言

当該運航乗務員の採血のために[]病院に同行した際、会社出発時の会話中に当該運航乗務員からアルコール臭のような匂いが出た。(出発時のみで、それ以降は臭っていない)

(7) 血液検査の採血のために病院に同行したクルーサポート部員の証言

当該運航乗務員の採血のために[]病院に同行した際に車中で本人と会話をしたが、当該運航乗務員からアルコール臭はしなかった。

B. その他確認された事項

- (1) 実施した「乗務前のアルコール検査」は11月26日から新たに開始した手順であり、手順および手法に問題がなかったことが確認された。
- (2) 当該運航乗務員とも相談の上、肝機能検査を事案発生の翌日(11月29日)に受検し、異常のないことを確認した。
- (3) 公式情報^(*)から、健康な成人男性ならば本事案当事者の飲酒状況において基準値を超える検査結果が出る可能性は低いことを一般論として確認した。(ビール中ビン 1本(500ml / アルコール 20g)が分解されるのにおよそ男性では2.2時間。本事案における缶ビール(350ml) 2本の場合は約3時間で分解されることになる)

(*) 厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-02-002.html>

- []
- []
- []
- (5) 当該運航乗務員の乗務停止決定後、およそ3時間後に[]病院で採血された血液を専門機関で検査した結果、測定結果 エタノール 0.1mg/ml未満であった。なお、この結果に基づく[]病院の医師の所見は以下の通りである。

本結果からは測定時点では、アルコール(エタノール)の値は 0.1mg/ml未満であり、ほぼ0mg/mlと判断できる。日本人は一般的に、1時間で約4gのアルコール(エタノール)を消費可能であり、3時間30分では、約14gが消費できることとなる。つまり、アルコールの呼気検査を行った時点では、最大で14gのアルコール(0g~14g)が存在していた可能性はある。

1.1. 状況分析および推定

A. 状況分析

- (1) 10項で示す、本人[]が証言する飲酒量および飲酒終了時の時間、および本人が正常な肝機能を維持していることを前提にすると、当日同様の状況において一般的な成人男性のアルコール検査値が基準値を超えることはない、現時点では考えることが合理的である。

- (2) 前夜の食事内容ならば、いずれもアルコール検知器に反応しない摂取物であったことから、翌日のアルコール検査に影響を与える可能性は低いと考えられる。
- (3) 健全性が確認された検知器(*)を使用している限り、検査結果の客観性は担保される。
(*)専門機関にて健全性を確認済み。(12月10日)

B. 推定

上記分析を踏まえると、飲酒量もしくは飲酒終了時間に係る証言内容自体の信憑性が疑われる。ただし、現在も調査が継続しており、調査結果によっては推定内容を見直す可能性がある。

1.2. 現時点の総括

今回は、現時点で実施中の乗務前アルコール検査の手順を実施することにより、飲酒乗務を「水際で防止」できることは確認できたものの、そもそも本人が飲酒の身体に与える影響を自覚し、飲酒乗務を行わないために何をすべきか(たとえば、OM に示される乗務前の飲酒禁止時間の意味すること)を理解し、行動していたとは考えづらい。言葉を換えれば、OM や各種規定に従うことは当然であって、そもそも飲酒乗務を行わないことが重要であることに対する意識が希薄であったのではないかと考えられる。

一方、現時点では必ずしも、飲酒が本人の体調に与える影響について、知識の上でも十分付与されていたとはいえない。さらに、そもそも个体差がありストレスや健康に応じ影響を受けると考えられる飲酒の影響について、運航乗務員個々人が自身の現状を十分に理解し、把握しているとは言い難い。従って、これらの点も踏まえた再発防止策の策定が必要である。

1.3. 事案に対する措置

A. 即時対応 (いずれも実施済み)

- (1) 運航部門担当役員通達「運航乗務員の飲酒による遅延発生について」(添付①参照)を発信し、当面の間の乗務開始 24 時間前以降の飲酒を禁止およびステイ先における飲酒を禁止 (11 月 28 日、乗員管理職、クルーサポート部担当より全運航乗務員に対面または電話にて周知し、対話による確認完了)
- (2) 全社員に対し改めて再発防止に向け強い意思を入れた社長メッセージ「今、一人ひとりが何をすべきか」を発信し、注意喚起 (11 月 29 日) (添付②参照)
- (3) JAL グループ Corporate Safety 2018-014 「運航乗務員の飲酒による便遅延について～基準値を超えるアルコールの検知～」を発信し、注意喚起 (11 月 28 日) (添付③参照)

B. 再発防止策

- (1) 運航乗務員の管理強化を目的としたアルコールに関する規定の制定と厳格な運用
 - a) 呼気中のアルコール濃度の基準値 (0.1mg/L) を運航規程およびOM に明記し、出立時に 0.1mg/L 以上が感知されること自体が規程違反であることを明確にする。(2018 年 12 月中に航空局申請、2019 年 1 月中に制定予定)

- b) 出頭時に基準値以上のアルコールが感知された場合の罰則および取り扱いを明確化する。
 - 運航関連規程：a)を含む、酒精飲料、薬品に関するルールに違反した場合の罰則を規定化する。(OM 5-7-5に記載) (社内稟議中。2018年12月中に航空局申請、2019年1月中に制定予定)
 - 就業規則：服務および懲戒の事項にアルコールに関する内容を追加する。(規則案を作成し社内調整中)

(2) 安全と規程遵守に対する意識の向上およびアルコールに関する知識の再徹底

- a) 安全と規程遵守に対する意識の向上およびアルコールに関する教育を実施するとともに対面でも指導する。
 - 全社員向けのアルコールに対する理解を深めるための教育を開始した。(12月3日)
 - 運航乗務員に特化したアルコールに関する教育資料を作成中。
 - これらの資料を使用してグループディスカッションを行い、内容を確認した旨の確認書に署名の上、会社と本人の両方で保管する。(1月中に完了)
- b) 安全意識や帰属意識を前提とした安全文化を保持し、安全と規程の遵守に対する意識の向上を図っていくためには、「価値観を共有する教育」を社員がしっかりと受講し、理解していくことが重要である。また、経営として、必要な訓練・教育を受けさせることは重要な経営課題である。しかしながら、これら基盤となる教育等に対する取り組みが必ずしも十分でなかった点が見受けられた。したがって、安全と規程の遵守に対する意識の向上を図っていくため、特に重点課題として、社員がフィロソフィ教育を現実的かつ効果的に受講できる体制を整える。(具体的な実施体制については別途検討し、2019年度から実施)

(3) アルコールに関する個別ケアの実施検討

- a) 過去の検査時にアルコールが感知された運航乗務員、およびストレスの状況や健康状態(突発的に年休を取得したかの状況)等からフォローアップが必要と思われる運航乗務員に対し、面談、カウンセリング等のフォローアップを実施する。(対象者のリストアップを完了し、2019年1月より開始予定)
- b) 今後も日々の勤務状況管理を通じて運航乗務員に上述のような兆候がみられる場合はアルコールに関する個別ケアを実施する。(12月中に手順を策定し、1月より開始予定)

C. 当該運航乗務員に対する措置

- (1) OM(5-7-5.1)に定める、「12時間以前であっても乗務に支障を及ぼす飲酒をしてはならない」に抵触したことから、当面の間、乗務停止の処置を下した。(即日から)
- (2) 処分については、可及的速やかに実施する当該運航乗務員の行動証言に基づいた再現検証を待ち、就業規則などに則り、最終的に判断する。(再現検証の結果については当局に速やかに報告するとともに、処分についても速やかに判断する)

以上

添付資料

添付① 運航部門担当役員通達

添付② 社長メッセージ「今、一人ひとりが何をすべきか」

添付③ Corporate Safety2018-014「運航乗務員の飲酒による便遅延について」

2018年11月28日

運航乗務員の皆さんへ

運航部門役員

西田 英俊

運航乗務員の飲酒による遅延発生について

11月28日、JC3741便において、運航乗務員のアルコール検査時に基準値を超えたアルコールが検出されました。当該乗務員は、その後の検査においても基準値を超えたアルコールが検出されたことから、スケジュール変更を行い、結果的にJC3741 便は1時間遅れでの運航となり、お客さまだけでなく、関係者の皆さまに対して多大なるご迷惑をおかけすることとなりました。

本事例については、直ちに公表し、社会の目に触れることとなりました。過日発生したJALグループ事例を鑑み、JALグループ全社員が一丸となってお客さまからの信頼回復に取り組んでいる最中に本事例が発生したことは、誠に遺憾であります。

今後、再発防止に向けたルールの見直しについては必須の課題となりますが、まずはこの事実に対して一人一人が真剣に向き合うことが何よりも求められています。社会の飲酒に対する考え方は大きく変わっています。ついては、このような事態を引き起こさない覚悟をもって、これまでの対応に替え、以下のとおりの暫定対応を実施することとします。

◎乗務開始の24時間前以降の飲酒を禁止とする。

◎ステイ先における飲酒を禁止とする。

以 上



2018年11月29日

社員の皆さん

日本エアコミューター株式会社
代表取締役社長 加藤 洋樹

今、一人ひとりが何をすべきか

既にご存知の通り、11月28日、JC3741便に乗務予定であった運航乗務員から、乗務前のアルコール検査で制限値を超えるアルコール濃度が確認されました。これにより、運航乗務員の交代が必要となり、当該便は予定より1時間遅れで出発、その後続便を含め合計4便に最大で1時間3分の遅延が発生し、お客さま、関係の皆さまに多大なご迷惑をおかけすることとなりました。

先のJAL運航乗務員のロンドン・ヒースロー空港における事例を受け、当局の立入検査が行われるなど、JALグループ運航乗務員の飲酒に関し厳格な対応が求められてきました。このような最中、当事例が発生させてしまったことは、JACはもとよりJALグループに対する信頼を根本から失墜させ、また航空業界全体への信頼を損なうこととなってしまい、まことに遺憾です。

私たちは、極めて公共性の高い事業を行っているため、法令遵守の徹底と強い倫理意識が求められ、かつ常に社会から厳しい目を向けられていることを強く自覚しなければならぬことをお伝えしてきました。

JACにおける過去2回の飲酒による運航乗務員の交代、そして当事例により更に厳しい目を向けられることとなった現状を厳粛に受け止め、一刻も早く信頼を取り戻さなければ、明日のJALグループ、JACの存在はありません。

皆さんにあらためて求めます。「地域の翼」として社会の信頼、JALグループの仲間からの信頼を取り戻すために、JALフィロソフィ、通奏低音の原点に今一度立ち返り、常に「人として何が正しいか」を自らに問い、社員一人ひとりが「自分事」と捉え、自分自身に対する甘えを捨てて、「今何をすべきか」を考え行動してください。

以上



Corporate Safety

運航乗務員の飲酒による便遅延について

～基準値を超えるアルコールの検知～

2018年11月28日、日本エアコミューター3741便に乗務を予定していた運航乗務員から、乗務前のアルコール検査において基準値を超えるアルコール濃度が確認されたため、当該便を含む合計4便に遅れが生じ、お客さまに多大なるご迷惑をお掛けすることとなりました。

- ▶ 発生日時： 2018年11月28日
- ▶ 便名： JC3741便（鹿児島空港発 屋久島空港着）
9時50分出発（予定：8時50分）、10時28分到着（予定：9時25分）
- ▶ 概要：
 - ・ 当該乗務員がアルコール感知器での検査を実施したところ、基準値の約2倍のアルコール濃度が確認された。
 - ・ このため、代替乗務員の手配に時間を要し、当該便は60分遅延した。
 - ・ さらに、当該機材を使用予定の後続便を含めて合計4便の遅延が発生した。

JALグループは、乗務員の飲酒に係る度重なる違反行為により失った信頼を取り戻すべく、かつてない厳しい再発防止策を自らに課し、グループ一丸となってこれに取り組んでいます。詳細は調査中ですが、再びアルコールに起因する事象を発生させたことで、JALグループの公共交通機関としての自覚と、再発防止に向けた決意が疑われています。

私たちは、お客さまのため、社会のため、仲間や家族、自分自身のために、一人ひとりが自らを厳しく律するプロフェッショナル集団でなければなりません。一連の事象を決して他人事と思わず、自らが果たすべき責任を自覚して、全員で揺るぎない安全を築き、信頼を取り戻しましょう。

以上